

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 荒牧空調工業株式会社(法人番号2060001005916)
業者の住所 : 栃木県さくら市卯の里1-12-9
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年1月16日 から 令和7年3月15日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間に栃木県さくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていたことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年11月21日栃木県知事から監督処分(指示)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内